

「北方領土サポーター」になりませんか？

北方領土の元島民の方々の高齢化が進んでおり、北方領土返還要求運動を次の世代へ引き継いでいくことが必要です。

北海道では、中高生など若い世代の人たちが、北方領土問題に興味や関心を持ち、返還要求運動に参加しやすい環境をつくるため、「北方領土サポーター」制度を創設しました。

「北方領土サポーター」ってなに？

北方領土問題への興味や関心を持ち、北方領土返還要求運動に積極的に関わりたい、応援したいという気持ちを持った道内の中学生・高校生に、活動の場を提供します！



「北方領土サポーター」ってなにをするの？

北海道などが行う啓発活動（署名など）に参加して、その様子をSNSなどで発信していただいたり、北方領土についての勉強会を行うなど、できる範囲で活動していただきます。

北海道

- ◎ 署名やイベントなどの啓発活動の情報を提供
- ◎ 啓発資料や資材を提供
- ◎ 勉強会へ講師を派遣
- ◎ サポーターが集まれる会議を開催
- ◎ 活動を社会貢献活動として認証 など

サポーター

- ◎ 署名活動やイベントへ参加
- ◎ SNSなどでイベントの様子などを発信
- ◎ 勉強会の実施 など



「北方領土サポーター」になるには

道内の中学校・高校に在学している方で、北方領土問題に興味や関心のある方なら、どなたでもなることができます。

北方領土サポーター登録申込書（裏面）を北海道庁へ提出してください。

◎ お問い合わせ・申込先は…

北海道総務部北方領土対策本部（TEL 011-204-5069, FAX 011-232-1780）

詳しくは、北海道北方領土対策本部のHPをご覧ください

北方領土対策本部



北海道知事 様

下記のとおり、北方領土サポーターへの登録を申し込みます。
記

【登録内容】

氏名（ふりがな）	()
学 校 名	
学 年	
生年月日（年齢）	(平成・西暦) 年 月 日 (歳)
住 所	〒 -
電 話 番 号	() -
E-mail	

【これまでに参加した北方領土に関する取組】

【保護者の同意書】

上記の者が、北方領土サポーターへ登録することを承諾します。

(保護者)

住所

氏名

※ 保護者の氏名は自筆署名とし、押印をお願いします。

【提出先】 〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道総務部北方領土対策本部

北方領土サポーター登録制度実施要領（抜粋）

(目的)

第 1 条 北方領土の元島民の高齢化が進み、北方領土返還要求運動の次世代への継承が急務となっているなか、返還要求運動に若い世代の参加を拡大するとともに、運動を牽引していく人材の育成を図ることを目的に、次のとおり北方領土サポーターの登録及び認証に関する必要な事項を定める。

(対象者)

第 3 条 北方領土サポーターの対象者は、登録時、道内の中学校、義務教育学校の中学校課程、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の中等部及び高等部に在籍している者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) (略)北方領土返還要求運動に関する取組に参加（略）したことがある者
- (2) (略)北方四島交流事業に参加したことがある者
- (3) 北方領土返還要求運動に積極的に取り組む意欲のある者

(登録期間)

第 4 条 北方領土サポーターの登録期間は、登録時から18歳に達する日の属する年度末までとする。ただし、本人から北方領土サポーターの継続を希望する申出があった場合は、23歳に達する日の前日まで、登録期間を延長することができるものとする。

(活動内容)

第 5 条 北方領土サポーターは、次の活動を行う。

- (1) 道や関係団体が行う啓発活動への参加
- (2) その他、啓発活動の企画及び実施

(道の役割)

第 6 条 道は、北方領土サポーターが円滑に活動できるようにするため、次の役割を担う。

- (1) 道や関係団体などが行う啓発活動の予定や実績に関する情報の提供
- (2) 北方領土に関する情報の提供
- (3) 啓発活動への参加等に係る関係団体との調整
- (4) 北方領土サポーターとしての活動を社会貢献活動として認証（登録の削除）

第 8 条 道は、北方領土サポーターが次の各号のいずれかに該当したときは、登録を削除する。

- (1) 第 4 条に規定する登録期間を超えたとき
- (2) 北方領土サポーター登録削除申請書が提出されたとき
- (3) 道に著しく不利益を及ぼす行為のあったとき

(登録の延長)

第 9 条 第 4 条に規定する登録期間の延長を希望する者は、その期間の満了日までに、北方領土サポーター登録期間延長申請書を提出しなければならない。

(社会貢献活動の認証)

第10条 道は、真摯かつ継続的に北方領土サポーターとしての活動に取り組んだ者について、進学及び就職活動などを支援するため、申請によりその功績を認証するものとする。

2 認証の対象となる者は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 北方領土サポーターとして 1 年以上登録されており、6 回以上の活動実績を有する者
- (2) 北方領土サポーターまたは北方領土サポーターの登録削除後 3 年以内の者

3 ～ 10 略